

○三鷹市環境保全審議会規則

平成12年3月31日規則第33号

改正

平成23年3月31日規則第17号

三鷹市環境保全審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、三鷹市環境基本条例（平成12年三鷹市条例第15号。以下「条例」という。）第23条第6項の規定に基づき、三鷹市環境保全審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第23条第4項の規定により市長が委嘱する委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 一般市民 4人
- (2) 事業者 3人
- (3) 学識経験を有する者 5人
- (4) 市議会議員 4人
- (5) 関係行政機関の職員 4人

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(審議会の招集等)

第4条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の定数の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 審議会は、諮問された事項及び建議しようとする事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、生活環境部環境政策課において行う。

一部改正〔平成23年規則17号〕

(委任)

第7条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第17号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。